

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 行政局
文 書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....（感染症対策課）	1
○農地法第41条第3項の規定に基づく所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関する裁定.....（農地調整課）	2
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業施設管理課）	2
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）	3
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	3
○道路の供用の開始.....（維持管理防災課）	3
○令和5年度及び令和6年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....（建設管理課）	3
道企業局告示	
○令和5年度及び令和6年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....	7
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	11
○特定調達契約に係る入札の公告.....	12
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定.....	13
道公安委員会規則	
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....	15
告 示	
北海道告示第1号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。	
令和6年1月5日	
北海道知事 鈴木直道	
1 入札に付する事項	

- 調達をする物品等の名称及び数量
マスクフィッティングテスターの購入 26台
 - 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - 納入期日 令和6年3月29日
 - 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
 - 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和6年1月5日（金）から同月11日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課感染症危機管理係
- 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課
- 5 入札執行の場所及び日時
- 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎地下1階危機管理センターB（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課感染症危機管理係）
 - 入札日時 令和6年1月16日（火）午前10時（送付による場合は、同月15日（月）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
- 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課のホームページ (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/173956.html>) においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
- 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
- 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
- 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-206-0492
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Mask fitting tester 26 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 16, 2024
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 15, 2024)
- C Contact : Infectious Disease Control and Prevention Division, Bureau of Infectious Disease Control and Prevention, Department of Health and Welfare, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-0492

北海道告示第2号

次の農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年1月5日

- 1 農地の所在等
- | 所在及び地番 | 地目 | 面積 (㎡) |
|--------------|----|--------|
| 上川郡下川町上名寄294 | 田 | 14,107 |
| 同 下川町上名寄300 | 田 | 7,565 |
| 同 下川町上名寄323 | 畑 | 1,539 |
| 同 下川町上名寄324 | 畑 | 1,216 |
| 同 下川町上名寄325 | 畑 | 619 |
- 2 農地を利用する権利の内容等
- (1) 内容
利用権
- (2) 始期
令和6年2月1日
- (3) 存続期間
10年
- (4) 借賃に相当する補償金の額
1,620,000円
- 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構
- (1) 名称
公益財団法人 北海道農業公社
- (2) 代表者氏名
理事長 小田原 輝和
- (3) 所在地
札幌市中央区北5条西6丁目1番地23
- 4 農地の所有者等の情報
- 登記名義人
佐藤 道郎
- 5 補償金の支払の方法
- 農地を利用する権利の始期までに旭川地方法務局名寄支局に供託する。
- 6 補償金の還付について
- 農地の所有者等は旭川地方法務局名寄支局において、補償金の還付を受けることができる。

北海道告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、渡島平野土地改良区が

ら、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。					同 同 同 福 田 義 彦 函館市西桔梗町788番地 2				
令和 6 年 1 月 5 日									
					北海道知事 鈴 木 直 道				
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所	北海道告示第 4 号				
就 任	令和 5.12. 8	理 事	河 村 康 英	亀田郡七飯町字中島197番地 1	土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、令和 5 年12月19日、南				
同	同	同	吉 田 勝 幸	北斗市市渡466番地	るもい土地改良区の定款の変更を認可した。				
同	同	同	小 原 勝 行	同 市稲里206番地	令和 6 年 1 月 5 日				
同	同	同	佐 藤 一 彦	同 市清水川87番地の 4	北海道知事 鈴 木 直 道				
同	同	同	相 木 政 弘	同 市白川 3 番地の 2					
同	同	同	清 水 千万幸	同 市一本木352番地の 2	北海道告示第 5 号				
同	同	同	岡 村 一 慶	同 市開発580番地	土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の 2 第 3 項の規定により、余市川土地改良区				
同	同	同	齊 藤 信 夫	同 市追分 5 丁目 8 番33号	が管理する銀山頭首工に係る管理規程の変更を認可した。				
同	同	同	杉 村 久 悦	亀田郡七飯町大川10丁目334番地	令和 6 年 1 月 5 日				
同	同	同	加 茂 悦 夫	同 郡七飯町字上藤城235番地 4	北海道知事 鈴 木 直 道				
同	同	同	築 城 正 行	同 郡七飯町字仁山425番地 1	認可した管理規程の概要				
同	同	同	福 田 昭	函館市西桔梗町741番地	銀山頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。				
同	同	監 事	鈴 木 俊 良	北斗市市渡195番地					
同	同	同	中 田 優 司	亀田郡七飯町字鶴野60番地	北海道告示第 6 号				
退 任	令和 5.12. 7	理 事	河 村 康 英	同 郡七飯町字中島197番地 1	道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。				
同	同	同	吉 田 勝 幸	北斗市市渡466番地	その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び十勝総合振興局帯広建設管				
同	同	同	小 原 勝 行	同 市稲里206番地	理部に備え置いて、この告示の日から起算して 2 週間、一般の縦覧に供する。				
同	同	同	高 田 雅 清	同 市白川209番地の 2	令和 6 年 1 月 5 日				
同	同	同	佐 藤 一 彦	同 市清水川87番地の 4	北海道知事 鈴 木 直 道				
同	同	同	加 藤 雄 一	同 市南大野205番地の 5	路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日				
同	同	同	伍 樓 進	同 市萩野68番地	道道 帯広浦幌線 河東郡音更町字下士幌北三線東47番 2 地先から 令和 6 年 1 月 5 日				
同	同	同	岡 村 一 慶	同 市開発580番地	同郡音更町字下士幌北二線東47番 7 地先まで				
同	同	同	清 水 千万幸	同 市一本木352番地の 2					
同	同	同	齊 藤 信 夫	同 市追分 5 丁目 8 番33号	北海道告示第 7 号				
同	同	同	小 坂 敏 美	亀田郡七飯町本町 2 丁目31番 2 号	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 5 第 1 項及				
同	同	同	杉 村 久 悦	同 郡七飯町大川10丁目334番地	び第167条の11第 2 項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な				
同	同	同	加 茂 悦 夫	同 郡七飯町字上藤城235番地 4	資格を公示する。				
同	同	同	築 城 正 行	同 郡七飯町字仁山425番地 1	なお、既に令和 4 年北海道告示第621号に基づき道に申請して令和 5 年度及び令和 6 年度				
同	同	同	福 田 昭	函館市西桔梗町741番地	における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請する				
同	同	監 事	相 木 政 弘	北斗市白川 3 番地の 2	ことを要しない。				
同	同	同	中 田 優 司	亀田郡七飯町字鶴野60番地	令和 6 年 1 月 5 日				
					北海道知事 鈴 木 直 道				

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

令和5年度及び令和6年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第4号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

1 契約の種類に応ずる資格及び調達をする特定役務の種類

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測定の委託契約	測定	測定
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	

2 工事予定価格に応ずる等級区分

種類 等級	一般土木工事		舗装工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
	区分								
A	A1	7,000万円 以上	6,000万円 以上	10,000万円 以上	2,000万円 以上	2,500万円 以上	7,000万円 以上	6,000万円 以上	5,500万円 以上
	A2	25,000万円 未満 7,000万円 以上							
B		7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満	10,000万円 未満 4,000万円 以上	2,000万円 未満 700万円 以上	2,500万円 未満 800万円 以上	7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満 3,500万円 以上	5,500万円 未満 2,500万円 以上
C		3,500万円 未満		4,000万円 未満	700万円 未満	800万円 未満	3,500万円 未満	3,500万円 未満	2,500万円 未満

（注） A1に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、2以上の総合振興局又は振興局の所管区域において契約履行が可能なものとし、A2に区分する者は、A1に区分する者以外のものとする。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ウ 消費税及び地方消費税
- (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

- (ア) 申請をしようとする月の初日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資 格 の 種 類	建 設 業 の 種 類
一 般 土 木 工 事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業又は解体工事業
農 業 土 木 工 事	
水 産 土 木 工 事	
森 林 土 木 工 事	
舗 装 工 事	舗装工事業
鋼 橋 上 部 工 事	鋼構造物工事業
建 築 工 事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業又は解体工事業
電 気 工 事	電気工事業、電気通信工事業又は消防施設工事業
管 工 事	管工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業、水道施設工事業、消防施設工事業又は清掃施設工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造 園 工 事	造園工事業

- (イ) 資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

- (ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果に

より算出した総合数値を勘案して格付する。

- (ア) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号に定める項目

- (イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰（農政部、水産林務部及び建設部の工事等優秀者選考委員会並びに建設管理部工事優良企業選考委員会が選考する表彰に限る。）、働き方改革推進企業認定、高年齢継続雇用対策、女性の活躍支援及び障がい者の就労支援、季節労働者通年雇用対策、担い手の確保、人材育成、ゼロカーボン北海道への貢献、環境への取組並びに安全・安心への貢献

- (2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

- (3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

- (4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2の(2)から(4)までに規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を除くものとする。

- (1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

令和6年12月27日（金）まで随時

注 資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

- (2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

- (5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は、3の表に定める申請書類の提出先において交付する。

また、北海道のホームページ（アドレス <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/>

[shikaku.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shikaku.html)）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

なお、提出方法は、原則郵送とする。

資 格 の 種 類	申 請 書 類 の 提 出 先	
	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者
一 般 土 木 工 事	建設部建設政策局 建 設 管 理 課	主たる営業所の所在 地を所管する総合振 局 又 は 振 興 局 の 総 務 課
舗 装 工 事		
鋼 橋 上 部 工 事		
建 築 工 事		
電 気 工 事		
管 工 事		
塗 装 工 事		
道路標識設置工事		
機械器具設置工事		
造 園 工 事		
土木施設物の設計		
建 築 物 の 設 計		
地 質 調 査		
技 術 資 料 作 成		
測 量		
道 路 清 掃		
農 業 土 木 工 事	農政部農村振興局 事 業 調 整 課	
水 産 土 木 工 事	水産林務部総務課	
森 林 土 木 工 事		
造 林		

(注) 次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

- (1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）

「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先

- (2) 申請書類の提出先が建設部建設政策局建設管理課、農政部農村振興局事業調整課又

は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者 建設部建設政策局建設管理課 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 1 資格の有効期間 (1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から令和7年3月31日までとする。 (2) 共同企業体の場合にあっては、令和6年4月1日（令和6年4月1日以降に資格を有すると認めた旨の通知があった場合は当該通知があった日）から令和7年3月31日までとする。 2 有効期間の更新手続 (1) 1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、令和6年度に令和7年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。 (2) 1の(2)の有効期間を更新しようとする者は、令和6年度に令和7年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。 第5 特定調達契約に係る資格 この告示に基づき申請して得た資格（造林を除く。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。 第6 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。 1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。 2 当該資格に係る営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取消されたとき。 第7 資格審査の再申請 1 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者 (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体 (3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基	づく再生手続開始の決定を受けたもの (4) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの 2 再申請の方法 再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 第8 資格の喪失事由の届出 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 第9 その他 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。
道 企 業 局 告 示	
	北海道企業局告示第1号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。 なお、既に令和4年北海道企業局告示第15号に基づき道に申請して令和5年度及び令和6年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。 令和6年1月5日 北海道公営企業管理者 天 沼 宇 雄

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

令和5年度及び令和6年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第4号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあつては、当該資格を、2の表の定めるところにより、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあつては、A等級をA1又はA2に区分する。

1 契約の種類に応ずる資格及び調達をする特定役務の種類

契約の種類	資格の種類	調達をする特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測定の委託契約	測定	測定
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	

2 工事予定価格に応ずる等級区分

種類 等級	一般土木工事		舗装工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
	区分								
A	A1	7,000万円 以上	6,000万円 以上	10,000万円 以上	2,000万円 以上	2,500万円 以上	7,000万円 以上	6,000万円 以上	5,500万円 以上
	A2	25,000万円 未満 7,000万円 以上							
B		7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満	10,000万円 未満 4,000万円 以上	2,000万円 未満 700万円 以上	2,500万円 未満 800万円 以上	7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満 3,500万円 以上	5,500万円 未満 2,500万円 以上
		3,500万円 未満		4,000万円 未満	700万円 未満	800万円 未満	3,500万円 未満	3,500万円 未満	2,500万円 未満

（注） A1に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、2以上の総合振興局又は振興局の所管区域において契約履行が可能なものとし、A2に区分する者は、A1に区分する者以外のものとする。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ウ 消費税及び地方消費税
- (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

- (ア) 申請をしようとする月の初日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資 格 の 種 類	建 設 業 の 種 類
一 般 土 木 工 事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業又は解体工事業
農 業 土 木 工 事	
水 産 土 木 工 事	
森 林 土 木 工 事	
舗 装 工 事	舗装工事業
鋼 橋 上 部 工 事	鋼構造物工事業
建 築 工 事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業又は解体工事業
電 気 工 事	電気工事業、電気通信工事業又は消防施設工事業
管 工 事	管工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業、水道施設工事業、消防施設工事業又は清掃施設工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造 園 工 事	造園工事業

- (イ) 資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

- (ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果に

より算出した総合数値を勘案して格付する。

- (ア) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号に定める項目

- (イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰（農政部、水産林務部及び建設部の工事等優秀者選考委員会並びに建設管理部工事優良企業選考委員会が選考する表彰に限る。）、働き方改革推進企業認定、高齢継続雇用対策、女性の活躍支援及び障がい者の就労支援、季節労働者通年雇用対策、担い手の確保、人材育成、ゼロカーボン北海道への貢献、環境への取組並びに安全・安心への貢献

- (2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

- (3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

- (4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2の(2)から(4)までに規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を除くものとする。

- (1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

令和6年12月27日（金）まで随時

注 資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

- (2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

- (5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は、3の表に定める申請書類の提出先において交付する。

また、北海道のホームページ（アドレス [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shikaku.html)

[shikaku.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shikaku.html)）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

なお、提出方法は、原則郵送とする。

資 格 の 種 類	申 請 書 類 の 提 出 先	
	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者
一 般 土 木 工 事	建設部建設政策局 建 設 管 理 課	主たる営業所の所在 地を所管する総合振 局 又 は 振 興 局 の 総 務 課
舗 装 工 事		
鋼 橋 上 部 工 事		
建 築 工 事		
電 気 工 事		
管 工 事		
塗 装 工 事		
道路標識設置工事		
機械器具設置工事		
造 園 工 事		
土木施設物の設計		
建 築 物 の 設 計		
地 質 調 査		
技 術 資 料 作 成		
測 量		
道 路 清 掃		
農 業 土 木 工 事	農政部農村振興局 事 業 調 整 課	
水 産 土 木 工 事	水産林務部総務課	
森 林 土 木 工 事		
造 林		

(注) 次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

- (1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）

「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先

- (2) 申請書類の提出先が建設部建設政策局建設管理課、農政部農村振興局事業調整課又

は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者 建設部建設政策局建設管理課 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 1 資格の有効期間 (1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から令和7年3月31日までとする。 (2) 共同企業体の場合にあっては、令和6年4月1日（令和6年4月1日以降に資格を有すると認めた旨の通知があった場合は当該通知があった日）から令和7年3月31日までとする。 2 有効期間の更新手続 (1) 1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、令和6年度に令和7年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。 (2) 1の(2)の有効期間を更新しようとする者は、令和6年度に令和7年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。 第5 特定調達契約に係る資格 この告示に基づき申請して得た資格（造林を除く。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。 第6 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。 1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。 2 当該資格に係る営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取消されたとき。 第7 資格審査の再申請 1 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者 (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体 (3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基	づく再生手続開始の決定を受けたもの (4) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの 2 再申請の方法 再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 第8 資格の喪失事由の届出 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 第9 その他 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道（企業局）が実施する入札等に参加することができない。 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
	北海道教育庁石狩教育局告示第19号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和6年1月5日 北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加す

る者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和6年1月5日に一般競争入札の公告を行う電力の需給契約

(2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力（高圧）

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力供給実績があること。

(3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第477号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和6年1月5日（金）から同月26日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<https://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電 話 番 号 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年1月5日

北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

電力（高圧）

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 56校 合計 6,046kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 56校 合計 13,086,130kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道教育庁石狩教育局告示第19号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階6号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和6年2月16日（金）午後2時（送付による場合は、同月15日（木）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公

告の予定時期 (1) 名 称 及 び 数 量 ア 名 称 電力（低圧） イ 調 達 予 定 数 量 (ア) 従 量 電 灯 B a 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） (a) 20A 1校 (b) 30A 1校 (c) 40A 1校 b 電力量料金 (a) 使用電力量最初の120kWhまでの単価 1校 2,385kWh (b) 使用電力量120kWhを超え280kWhまでの単価 1校 1,920kWh (c) 使用電力量280kWhを超える分の単価 1校 13,391kWh (イ) 従 量 電 灯 C a 基本料金（契約電力1kVA当たりの単価） 2校 58kVA b 電力量料金 (a) 使用電力量最初の120kWhまでの単価 2校 2,758kWh (b) 使用電力量120kWhを超え280kWhまでの単価 2校 3,002kWh (c) 使用電力量280kWhを超える分の単価 2校 13,696kWh (ウ) 低 圧 電 力 a 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 3校 53kW b 電力量料金（使用電力量1kWhまでの単価） 3校 15,259kWh ウ 予 定 時 期 令和6年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに 公告する。） 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。） 全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第	151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額の合計額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）が最低であるものを落札者とする。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12及び14)から(16)までによるほか、次による。 (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）とすること。 (2) 契約に関する事務を担当する組織 ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 イ 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 ウ 電 話 番 号 011-204-5872 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 6,046 kW b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 13,086,130 kWh B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., February 16, 2024 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 15, 2024) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan Phone : 011-204-5872
	道 収 用 委 員 会 告 示 北海道収用委員会告示第1号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 令和6年1月5日 北海道収用委員会会長 池 田 茂 徳

1 事件名 令和5年（収）第5号 木古内都市計画道路事業（3・4・2号中央通）収用事件						北海道					
2 起業者の名称						3 事業の種類 木古内都市計画道路事業 3・4・2号中央通					
						4 裁決手続開始を決定する土地					
裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよう とする土地 の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受 付 番 号	種 類
上磯郡木古内 町字本町	15番	宅地	382.08	382.62	76.56	(亡)笠井 作義 法定相続人 (別表土地所有者 一覧のとおり)	別表土地所有者一覧のとおり	別表関係人一 覧のとおり	別表関係人一 覧のとおり	別表関係人 一覧のと おり	別表関係 人一覧の とおり
5 裁決手続開始決定の日 令和5年12月15日											
別表 土地所有者一覧（（亡）笠井作義法定相続人）											
番号	氏 名					住 所			法定相続持分		
1	吉武 貴史					札幌市北区新琴似7条2丁目1番35-301号			16分の1		
2	近藤 政史					札幌市北区新川6条15丁目6番6-104号			16分の1		
3	高橋 奈々恵					札幌市東区東雁来8条4丁目9番1-1号			16分の1		
4	柴田 宣子					札幌市西区平和2条1丁目3番9号			4分の1		
5	笠井 弘子					上磯郡木古内町字本町229番地3			32分の5		
6	島田 明日					福井県あわら市自由ヶ丘二丁目19番21号 グリーンリーフ102号			32分の5		
7	澤 富久子					札幌市北区新川西3条4丁目2番3号			4分の1		
別表 関係人一覧											
番号	氏 名					住 所			権 利 等		
1	株式会社北海道銀行					札幌市中央区大通西四丁目1番地 ただし、登記記録上は札幌市南二条西二丁目14番地			根抵当権 昭和36年5月16日 第474号		
2	不明 ただし、登記記録上は青木 清					不明 ただし、登記記録上は函館市人見町41番地			抵当権 昭和36年5月16日 第475号		
3	不明 ただし、登記記録上は小笠原 政文					不明 ただし、登記記録上は函館市末広町35番地			抵当権 昭和36年5月16日 第476号		
4	不明 ただし、登記記録上は菊地 芳男					不明 ただし、登記記録上は函館市八幡町111番地			抵当権 昭和36年5月16日 第477号		

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道公安委員会規則第1号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年1月5日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則（平成4年北海道公安委員会規
則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「4時間」を「3時間」に改め、同条第3号中「3時間」を
「2時間」に改める。

第10条第1項中「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。